

○児童・生徒が就学する学校を指定する規則

平成 13 年 2 月 16 日

教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 2 項の規定により、精華町内に在住する就学予定者の就学すべき小学校または中学校を別表のとおり指定する。

(指定)

第 2 条 前条に指定する学校の就学区域は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(通学区域設定並びに変更に関する規則の廃止)

2 通学区域設定並びに変更に関する規則（平成 4 年教委規則第 3 号）は廃止する。

附 則（平成 19 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童・生徒が就学する学校を指定する規則の規定は、平成 19 年 2 月 17 日から適用する。

附 則（平成 25 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年教委規則第 8 号）

この規則は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による相楽都市計画事業狛田駅東特定土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

附 則（令和 8 年教委規則第 1 号）

この規則は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による学研精華下狛土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

小学校

学校名	区域
精北小学校	大字菱田 大字下狛 (川西小学校に含まれる区域を除く。) 狛田一丁目 狛田二丁目 新精台一丁目 新精台二丁目 大字北稲八 うち小字大路、小字花ツラ間
川西小学校	大字下狛 うち小字片山、小字大福寺、小字堂谷、小字オワン谷、小字谷内垣外、小字鈴ノ庄、小字明法寺、小字柿添、小字十曾、小字鐘付田、小字井堀、小字十ノ坪、小字綾免田、小字前川 1 9 番地から 4 6 番地、下馬 8 3 番地 1 から 1 2 1 番地 2 大字北稲八 (精北小学校に含まれる区域を除く。) 間 大字南稲八 うち小字丸山、小字森垣外 1 番地から 1 1 番地 3、1 7 番地 1 から 2 4 番地 5、小字埜中 1 4 番地 1 から 3 4 番地 2、5 6 番地 1 から 6 3 番地 2、小字馬場脇 1 番地から 2 番地 3 大字植田 (精華台小学校に含まれる区域を除く。) 大字祝園 祝園西一丁目 大字菅井
山田荘小学校	大字山田 大字乾谷 大字柘榴

	桜が丘
東光小学校	大字東畑 光台
精華台小学校	大字南稲八（川西小学校に含まれる区域を除く。） 妻 精華台 大字植田　うち小字深谷 7 0 番地 1 から 7 0 番地 7、長 利ヶ谷 2 9 番地 1 から 2 9 番地 8、3 2 番地 6、3 2 番地 7

別表第 2（第 2 条関係）

中学校

学校名	区域
精華中学校	精北小学校区 川西小学校区 精華台小学校区　うち大字南稲八妻
精華南中学校	山田荘小学校区
精華西中学校	東光小学校区 精華台小学校区（精華中学校に含まれる区域を除く。）